

振込手数料マスタの変更方法について

2019年10月1日の消費税率引き上げ（8%→10%）に伴い、「しずぎんWEB－PCバンキングサービス（振込振替サービス）」（以下、振込振替サービス）を手数料差引扱でご利用いただいているお客さまは、以下の手順で振込手数料マスタの変更が必要となります。

【振込手数料マスタの変更方法】※ 10月1日指定日分以降の振込を実施する前に変更してください。



1. 「管理」画面の選択

本サービスにログイン後（トップページ）、**管理**タブを選択し、**企業管理**ボタンをクリックします。



2. 「先方負担手数料〔振込振替〕の変更」画面の選択

先方負担手数料〔振込振替〕の変更ボタンをクリックします。

3. 「先方負担手数料〔総合振込〕」の設定

「基準手数料」項目（左図①）を確認してください。

（１）「基準手数料」項目が「使用する」になっている場合
先方負担手数料の変更は不要です。

（２）「基準手数料」項目が「使用しない」になっている場合
先方負担手数料（左図②）を変更します。

例）108 円 → 110 円、324 円 → 330 円 等

※ 当行規定の手数料は、後述掲載しています。

なお、静岡銀行の規定手数料以外の金額が入力されている場合には、現在の手数料を税率 10% になるよう変更してください。（お客さまの責任にて変更してください）

入力が終わりましたら、「変更」ボタンを（左図③）をクリックします。以上で変更は完了です。

【消費税引き上げ後の規定手数料】

	静岡銀行あて		他行あて
	同一支店あて	他支店あて	
3 万円未満	0 円	1 1 0 円	4 4 0 円
3 万円以上	0 円	3 3 0 円	6 6 0 円

【Q & A】

- Q 1. 「基準手数料」項目（上図①）が「使用する」になっている場合には、変更する必要がありますか？
→ 変更する必要はありません。10月1日以降の指定日で振込データを作成すると、先方負担差引き機能を利用している振込先については、自動的に税率 10% で先方負担手数料を差引きます。
- Q 2. 手数料情報はいつまでに変更したらいいですか？（「基準手数料」項目が「使用しない」の場合）
→ 10月1日以降の振込予約をされる際には、手数料情報を変更してから振込データ作成をしてください。
- Q 3. 基準手数料読込の「読込」ボタンを押したとき、いつから増税後の新手数料が表示されますか？
→ 10月1日以降に「読込」ボタンを押すと新手数料が表示されます。
- Q 4. 振込振替サービスの振込手数料を変更すれば、一括伝送サービスの手数料も変更されますか？
→ されません。別途、一括伝送サービスの手数料変更を行ってください。

【ご照会先】

ご不明な点がございましたら、以下へお問い合わせください。

照会先：静岡銀行 E B センター

0 1 2 0 - 0 1 4 9 - 0 2

（ 受付時間 ＜当行営業日＞ 9：00～19：00 ）